

土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

第3条 当初請負額が 500 万円以上 3,000 万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が 500 万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。
- (1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
- (2) 工事成績表の考查項目別運用表「別紙-2④『7. 法令遵守等』」又は、考查項目別運用表(公共建築工事)「別紙-2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
- (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

(1日未満で完了する作業の積算)

- 第4条** 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書I-12-①-1～I-12-①-6に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通常維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

- 第5条** 本工事は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領(以下「試行要領」という。)」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。
- なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温(日最高気温30℃以上対象)または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)(日最高WBGT25℃以上対象)を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の対象工事)

- 第6条** 本工事は、現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の適用対象工事である。
- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)に係

る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（資材価格高騰に対する特例措置）

- 第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。
2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

- 第8条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。
2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

- 第9条 本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

- 第10条 本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の対象工事である。
2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領
徳島県 CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（C C U S 活用推奨モデル工事）

- 第11条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（C C U S 活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/>

（CIM活用工事【受注者希望型】）

第12条 本工事は、CIM（Construction Information Modeling,Management）を活用し、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図り、受発注者の生産性向上を目的とした「CIM活用工事（受注者希望型）」の対象工事であり、別に定める「CIM活用工事試行要領」を適用する。

CIM活用工事試行施設要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7302939/>

（週休2日確保工事）

第13条 本工事は、建設工事の中長期的な扱い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。
- 4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>



（標示板記載例）月単位の場合



（標示板記載例）完全週休2日（土日）の場合

（本工事の特記仕様事項）

第14条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

特記仕様事項

第1章

本仕様書は、新池川排水第1、2機場に設置する除塵設備ならびに、それに必要な各種機器の設計・製作・据付工事に関する工事に摘要する。

第2章

1. 工事の概要

除塵設備は、同排水機場の自動除塵機・水平ベルトコンベヤ・傾斜ベルトコンベヤ及び電気設備の老朽化に伴い更新するものである。

2. 工事場所

新池川排水機場（徳島県鳴門市撫養町）

3. 適用規格

本工事の設計・製作・据付に対しては下記規格及び基準に基づいて行なうものとする。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1) 徳島県土木工事共通仕様書 | [徳島県] |
| 2) 除塵設備設計指針 | [水門鉄管協会] |
| 3) 機械工事塗装要領（案） | [国土交通省] |
| 4) 機械工事施工管理基準（案） | [国土交通省] |
| 5) 日本工業規格（JIS） | [日本規格協会] |
| 6) 日本電気工業会標準規格（JEM） | [日本電気工業会] |
| 7) 日本電気学会電気規格調査会標準規格（JEC） | |
| 8) 電気設備技術基準 | |
| 9) 労働安全衛生規則 | |
| 10) その他関連法規・基準等 | |

第3章 工事範囲

工事範囲は、除塵設備一式（下記）の製作、据付ならびに試運転とする。

1. 第1排水機場

- | | | |
|-----------------------------------|-------|----|
| 1) 自動除塵機（B4.500m×H3.550m） | | 1基 |
| 2) 水平ベルトコンベヤ（ベルト幅0.750m×機長6.000m） | | 1基 |
| 3) 除塵機・コンベヤ操作盤更新及び・配管配線 | | 1式 |
| 4) 既設撤去 | | 1式 |
| 5) 仮締切・水替え | | 1式 |

第4章 諸元

1. 第1排水機場

(1) 自動除塵機

形 式：レーキ形定置回動式除塵機（背面降下前面搔上式）

設 置 数：1 基

水 路 幅：4.500 m

水 路 高：3.550 m

レーキ数：4 個／基

レーキ速度：約 5.0 m/min

電 動 機：3.7 kW × AC 220V × 60Hz

(2) スクリーン

形 式：ステンレス鋼製バースクリーン

設 置 数：1 面

有効目幅：50 mm (バーピッチ 59 mm)

設 置 角：75°

水 位 差：1.0 m

たわみ度：1/800 以内

(3) 水平ベルトコンベヤ

形 式：20° トラフ3ローラ式ベルトコンベヤ

設 置 数：1 基

ベルト幅：0.750 m

機 長：6.00 m

速 度：20.0 m/min 程度

電 動 機：1.1 kW × AC 200V × 60Hz

第5章

本工事の機器等に使用する材料及び部品等は、除塵設備として充分使用に耐えるものを摘要すると共に JIS 規格品又は同等品以上とする。

なお、主要材料は、次に掲げるも又は同等以上のものを使用するものとする。

(1) 自動除塵機

フレーム	陸上部：SS400 水中部：SUS304
チェーンレール	SUS304
エプロン	SUS304
レーキ	SUS304
駆動軸	S35C 以上
レーキチェーン	SUS304
スプロケット	FCD600又はS35C以上

(2) スクリーン

スクリーンバー	SUS304
受桁	SUS304

(3) 点検歩廊

点検床板・桁材	SS400
手摺	SGP

(4) 水平ベルトコンベヤ

フレーム	SS400
スカート・シート	SUS304
ベルト	合成ゴム（耐油性）
ブーリ	STPG等

第6章

本工事の機器等に関する構造は、除塵設備として堅固で十分に機能するものを摘要する。

1. 自動除塵機

- 1) 自動除塵機は、流水・流下塵芥及び水位差に対して充分耐える寸法・形状で剛性を持った構造とする。
- 2) レーキ上の塵芥は、スクリーン・エプロン・シートを経て、水平コンベヤ上に自重落下させる構造とする。
- 3) レーキ歯は、上下流方向共に設け、主スクリーンと補助スクリーンに正確に噛合う構造とする。
また、レーキ受桁は噛込時荷重に対して充分耐える強度を持ったものとする。
- 4) 搢揚用チェーンは、フレーム内のチェーンレールにより案内されるようエンドレスに張掛け、テークアップ装置にて伸びを調整するものとする。
- 5) 主スクリーン・補助スクリーンは充分な強度及び精度を有し、レーキの通過に合致した形状とする。また、除塵機停止時に主スクリーンと補助スクリーンの間でレーキが自動停止するもの

とする。

- 6) 駆動装置は、電動機直結型サイクロ減速機にて、伝動用チェーンを介して駆動軸を回転させる構造とする。また、機械式・電気式の2系統の保護装置を設けるものとする。

2. 点検架台

- 1) 除塵機運転時に振動等に十分耐えうる構造とする。
- 2) 架台は駆動装置の点検に支障のないよう、スペースを十分確保した構造とする。

3. 水平ベルトコンベヤ

- 1) 全除塵機にて搔上げられた塵芥を確実に搬送出来る能力を有し、効率よくピット内へ排出する構造とする。
- 2) 駆動装置は、電動機直結型サイクロ減速機にて、伝導チェーンを介して駆動軸を回転させ、キャリヤローラ・リターンローラ・スナッププーリ・テールプーリ等でベルトが確実に保持され、円滑な運転が出来る構造とする。
- 3) 嘘芥受部・搬送部には全長に渡りスカートを設ける。スカート下部にはスカートゴムを取り付け、塵芥の脱落を防止する構造とする。
- 4) ベルトの伸びを調整出来るテイクアップ装置をテール側に設ける。また、ヘッド側のベルト表面及びテール側のベルト裏面を清掃するクリーナーを設けるものとする。

第7章

電気設備については下記要領を標準とする。

1. 操作盤

(1) 一般事項

- 1) 機器は、角型埋込取付及び広角目盛とし、保護継電器は、特殊なものを除き埋込型とする。
- 2) 各盤類にはランプテスト機能を設けるものとする。
- 3) 形式はステンレス鋼板製閉鎖型とし、受電部を一切露出しない構造とする。

4) 盤閉鎖階級

遮断機を内蔵したものはJEM-1153のD級以上、その他の盤はJEM-1153のA級以上とする。

- 5) …屋外閉鎖鋼板製一ポスト型・自立型—内部結線完備—前面開閉二重扉式

①盤面取付器具（例）

名称銘板	1式
電圧計	1式
電流計	1式
集合表示灯	1式
操作開閉器	1式
切替開閉器	1式

押釦開閉器	1式
表示灯（赤、緑）	1式
その他必要なもの	1式

②盤内取付器具（例）

三極漏電遮断器	1式
配線用遮断器	1式
電磁接触器	1式
計器用変圧器	1式
進相コンデンサー	1式
随時断電器	1式
補助断電器	1式
温度断電器	1式
限時断電器	1式
盤内照明灯	1式
スペースヒーター	1式
コンセント	1式
その他必要なもの	1式

2. 配線工事

- 1) 工事範囲は除塵設備操作盤以降とし、使用配線材は動力用にC Vケーブルを、新設電線管（露出）に収め配線するものとします。

第8章

塗装仕様は、下記要領を標準とする。

1) 接水部：ジンク＋エポキシ樹脂系

区分	工程	塗料名	標準塗膜厚
接水部	素地調整		—
	1次プライマー	有機ジンクリッヂプライマー	15 μ
	下塗り		100 μ
	中塗り	"	40 μ
	上塗り	"	40 μ

2) 非接水部：エポキシ＋ポリウレタン樹脂系

区分	工程	塗料名	標準塗膜厚
非接水部	素地調整		—
	1次プライマー	有機ジンクリッヂプライマー	15 μ
	下塗り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂系下塗り塗料	80 μ
	下塗り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂系下塗り塗料	80 μ
	中塗り	弱溶剤形ポリウレタン樹脂系中塗り塗料	40 μ
	上塗り	弱溶剤形ポリウレタン樹脂系上塗り塗料	30 μ

留意事項

- (1) 最低膜厚は、標準膜厚の70%以上とする。
- (2) 機械単体品については、各メーカーの標準仕様とする。
- (3) ステンレス鋼材の表面は酸洗い処理を行うものとする。